

公立丹南病院組合議会事務局設置条例

〔平成11年6月21日〕
条例第1号

改正 平成17年1月12日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、公立丹南病院組合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局の職員は、事務所所在の市町の議会事務局職員をもって充てる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。